千葉市犯罪被害者等見舞金支給要綱

（趣旨）

第１条　市長は、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって市民の誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等に対し、この要綱に基づき、千葉市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）犯罪　千葉市犯罪被害者等支援条例（令和６年千葉市条例第１０号。）（以下「条例」という。）第２条第１項第１号に定める犯罪等のうち、刑法（明治４０年法律第４５号）その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法第３７条第１項本文、第３９条第１項又は第４１条の規定により罰せられない行為（同法第３５条又は第３６条第１項の規定により罰せられない行為を除く。）を含み、過失による行為を除く。）で、生命または身体に対する被害を加えるものをいう。

（２）性犯罪　犯罪のうち、刑法第１７６条、第１７７条、第１７９条、第１８１条及び第２４１条並びにこれらの罪（同法第１７６条、第１７９条第１項及び第１８１条第１項の罪を除く。）の未遂罪をいう。

（３）重傷病　４週間以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。

（４）市民　条例第２条第１項第３号に定める市民等のうち、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき千葉市の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず千葉市の住民基本台帳に記録はされていないが千葉市内に居住している者をいう。

（見舞金の種類、支給額及び支給対象者）

第３条　見舞金の種類、支給額及び支給対象者は、次の各号に定めるところとする。

（１）第１種見舞金（遺族見舞金）

ア　支給額

30 万円

イ　支給対象者

犯罪により死亡した犯罪被害者の遺族等（次号に定める見舞金の給付後に死亡した者の遺族等を含む。）であって、当該犯罪発生時において、市民である次条第３項及び第４項に定める第１順位の遺族等

（２）第２種見舞金（重傷病見舞金）

ア　支給額

10 万円

イ　支給対象者

療養の期間が４週間以上で、かつ、入院３日間以上を要する負傷、疾病、又は精神疾患である場合には、療養の期間が４週間以上で、かつ、その症状の程度が３日以上労務に服することができない程度であって、当該犯罪発生時において、市民である者

（３）第３種見舞金（重傷病見舞金）

ア　支給額

５万円

イ　支給対象者

療養の期間が４週間以上を要する負傷、疾病、又は精神疾患であって、当該犯罪発生時において、市民である者

（４）第４種見舞金（不同意性交等見舞金）

ア　支給額

10 万円

イ　支給対象者

性犯罪のうち刑法第１７７条、第１７９条第２項、第１８１条第２項若しくは第２４１条又はこれらの罪の未遂罪による被害であって、当該犯罪発生時において、市民である者

（５）第５種見舞金（不同意わいせつ見舞金）

ア　支給額

５万円

イ　支給対象者

性犯罪のうち刑法第１７６条、第１７９条第１項又は第１８１条第１項の罪による被害であって、当該犯罪発生時において、市民である者

２　当該犯罪による被害につき、既に第２種見舞金又は第４種見舞金を支給された者が、当該見舞金の受給に係る犯罪に起因して死亡した場合にあっては、第１項第１号イに該当する者に対し２０万円を支給する。

３　当該犯罪による被害につき、既に第３種見舞金又は第５種見舞金を支給された者が、当該見舞金の受給に係る犯罪に起因して死亡した場合にあっては、第１項第１号イに該当する者に対し２５万円を支給する。

４　当該犯罪による被害につき、既に第３種見舞金又は第５種見舞金を支給された者が、当該見舞金の受給に係る犯罪に起因して第２種見舞金又は第４種見舞金を支給されるに相当する被害に遭っていたことが判明した場合には、５万円を支給する。

５　第２種から第５種見舞金については、第２項から第４項に定めるもののほか、一の犯罪について、一つの見舞金の支給を受けることができる。

（遺族等の範囲及び順位）

第４条　第１種見舞金の支給対象者は、犯罪被害者の死亡の時において、次の各号のいず

れかに該当する者とする。

（１）犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

（２）犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族等」という。）

（３）前号に該当しない当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（４）当該犯罪被害者とともに千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第８条第２項に規定する証明書等の交付を受けていた者（以下「パートナー」という。）

２　犯罪被害者の死亡当時、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡当時、当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第２号における当該犯罪被害者の子とし、その他のときにあっては同項第３号における当該犯罪被害者の子とみなす。

３　第１種見舞金の支給対象者の順位は、第１項各号の順序とし、同項第２号及び第３号に掲げる者の間の順位は、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母においては養父母を先にし、実父母を後にする。ただし、第１順位の遺族等が当該見舞金の申請をしない場合又は市民以外の場合は、第２順位以降の遺族等は、当該見舞金の申請をすることができない。

４　第１項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって第１種見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族等その他これらの者に準ずると市長が認めた者となるべき者を故意に死亡させた者は、第１種見舞金の支給を受けることができる遺族等としない。

（見舞金支給の要件）

第５条　見舞金は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすときに支給するものとする。

（１）犯罪被害を受けた際、警察に被害の届出がされており、かつ、当該届出の事実が警察等の関係機関への照会等により市長が確認できること。

（２）第７条第１項又は第２項の規定による申出がなされた時点において、犯罪被害を知った日（犯罪被害者が死亡した場合にあってはその遺族等が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病を負った場合にあっては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号）第２条第１項各号に定める危険運転致死傷にあっては、故意による犯罪であることを知った日をいう。）から２年を経過しておらず、かつ、犯罪被害が発生した日から７年を経過していないこと。

（３）第３条第２項及び３項に規定する見舞金の支給は、死亡した時点において、当該犯罪が行われた時から１年を経過していないこと。

（見舞金を支給しないことができる場合）

第６条　市長は、次の各号に掲げるときは、見舞金を支給しないことができる。

（１）犯罪被害者又は第１順位の遺族等が、当該犯罪被害につき、他の市町村から当該見舞金と同種の見舞金等の支給を受けているとき。

（２）見舞金を支給することが加害者を利することになるとき。

（３）犯罪被害者又は第１順位の遺族等が犯罪を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は第１順位の遺族等にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

（４）犯罪被害者又は第１順位の遺族等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

（５）犯罪被害者又は第１順位の遺族等が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）であるとき。

ア　自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為。

イ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為。

（６）犯罪被害者又は第１順位の遺族等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であるとき。

（７）前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は第１順位の遺族等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（見舞金の支給の申請）

第７条　第１種見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害を受けたことをあらかじめ市長に申し出たうえで、千葉市犯罪被害者等見舞金（第１種見舞金）支給申請書兼請求書（様式第１号）及び犯罪被害申告書（様式第２号）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が代理で申請することができる。

（１）犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

（２）申請を行う者が、当該犯罪発生時に、市民であることを証明する書類

（３）申請を行う者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発

行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

（４）申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類

（５）申請を行う者が配偶者以外の者であるときは、第１順位の遺族等であることを証明することができる書類

（６）申請を行う者が生計維持遺族等であるときは、当該犯罪発生時に、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

（７）第１順位の遺族等が２人以上あるときは、千葉市犯罪被害者等見舞金（第１種見舞金）受給代表者決定申出書（様式第３号）

（８）その他市長が必要と認める書類

２　第２種見舞金、第３種見舞金、第４種見舞金及び第５種見舞金の支給を受けようとする者は、犯罪被害を受けたことをあらかじめ市長に申し出たうえで、千葉市犯罪被害者等見舞金（第２種～第５種見舞金）支給申請書兼請求書（様式第４号）及び犯罪被害申告書（様式第２号）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請を行う者が未成年者である場合、又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の代理人が代理で申請することができる。

（１）第３条第１項第２号に規定する重傷病を受けたものにあっては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数並びに入院治療に要した日数又は労務に服することができない日数に関する医師の診断書の写しその他の証明書

（２）第３条第１項第３号に規定する重傷病を受けたものにあっては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書の写しその他の証明書

（３）当該犯罪発生時に、市民であることを証明する書類

（４）その他、市長が必要と認める書類

（見舞金の支給）

第８条　市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容の審査を行い、支給要件を満たしていると判断した場合は、速やかに見舞金を支給しなければならない。

２　市長は、前項の審査に際し、申請者その他の関係者に対し、当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合において、市長は、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

３　前項の規定は、見舞金の支給後においても適用があるものとする。

（見舞金の返還）

第９条　市長は、見舞金の支給を受けた者が支給要件を満たさないと判明したときは、見舞金の返還を求めることができる。

２　市長は、見舞金の支給を受けた者が偽りその他不正の手段により当該支給を受けたと認めるときは、見舞金の返還を求めることができる。

３　前２項の規定により市長が見舞金の返還を求めたときは、当該見舞金の支給を受けた者は、市長が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、条例公布日以後に発生した犯罪被害について適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、条例公布日以降に発生した犯罪被害について適用する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

第２条第３項の改正により新たに支給対象となる犯罪被害を、同日以降に発生したものに適用する。

様式第１号

千葉市犯罪被害者等見舞金（第１種見舞金）支給申請書兼請求書

年　月　日

千葉市長　様

（申請者）
住　所
氏　名
※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電　話

千葉市犯罪被害者等見舞金（第１種見舞金）の支給を受けたいので、千葉市犯罪被害者等見舞金支給要綱第７条の規定により、見舞金の支給を申請し、請求します。

記

１　申請額 兼 請求額
３００，０００円

２　犯罪被害の状況
別添の「犯罪被害申告書」のとおり。

３　申請者と犯罪被害者との続柄
□配偶者　□子　□父母　□孫　□祖父母　□兄弟姉妹　□パートナー

４　過去に千葉市犯罪被害者等見舞金の給付を受けたことの有無。受けた場合は、その見舞金の種類。
□　有（□ 第１種　□ 第２種　□ 第３種　□ 第４種　□ 第５種）
□　無

５　見舞金の返還
見舞金の支給後に、当該支給を受ける資格がないと判明した場合は、千葉市犯罪被害者等見舞金支給要綱第９条第３項の規定に基づき、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還いたします。
□はい　　□いいえ

6　振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関名	支店名
口座名義人	
預金種別　　普通　・　当座	口座番号

7　代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請をする理由			
代理人氏名		代理人生年月日	年　　月　　日生
代理人住所			
代理人電話			

添付書類

共通

□	犯罪被害申告書（様式第２号）
□	死亡診断書、死体検案書その他死亡の事実と年月日を証明できる書類の写し
□	申請者が、当該犯罪発生時に、市民であることを証明する書類
□	申請者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書の写し

該当する場合に提出

□	**申請者が犯罪被害者と事実婚の関係である場合** 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類
□	**申請者が犯罪被害者の配偶者以外である場合** 申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第１順位の遺族等であることを証明することができる書類
□	**申請者が犯罪被害者の配偶者以外で、生計維持遺族等である場合** 申請者が生計維持遺族等であるときは、当該犯罪発生時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
□	**第１順位の遺族等が複数いる場合** 第１順位の遺族等が２人以上あるときは、千葉市犯罪被害者等見舞金（第１種見舞金）受給代表者決定申出書（様式第３号）
□	**代理人が代理で申請を行う場合** 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等の写し、任意代理人の場合は委任状）
□	振り込み口座が確認できる書類の写し
□	その他、市長が必要と認める書類

様式第２号

犯罪被害申告書

年　　月　　日

千葉市長　様

（申告者）
住所
氏名
※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

１　被害の概要

ふりがな		
被害者の氏名		
被害者の生年月日		
被害者の住所		
被害が発生した日	年　　月　　日	
被害を知った日	年　　月　　日	
被害を受けた場所		
犯罪被害にかかる罪名 （判明している場合）		
犯罪被害の概要		
事件捜査担当警察署等	都道府県名	
	警察署名	
	事件受理年月日	
	事件受理番号	

2　支援等除外事由の確認

「千葉市犯罪被害者等見舞金支給要綱」又は「千葉市犯罪被害者等が日常生活に要する費用の補助金交付要綱」の規定に基づく各種支援等を受けるにあたり、次のいずれにも該当しないことを確認しました。

□　犯罪被害者又は各支援等の申請書を提出する者が、当該犯罪被害につき、他の市町村から同種の支援等を受けていない。

□　支援等を実施することが加害者を利することにならない。

□　犯罪被害者又は各支援等の申請書を提出する者が犯罪を誘発しておらず、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は各支援等の申請書を提出する者にも、その責めに帰すべき行為がない。

□　犯罪被害者又は各支援等の申請書を提出する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員でない。

□　犯罪被害者又は各支援等の申請書を提出する者が、次のいずれかに該当する行為（イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）でない。

ア　自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為。

イ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為。

□　犯罪被害者又は各支援等の申請書を提出する者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でない。

□　犯罪被害者又は各支援等の申請書を提出する者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援等を実施することが社会通念上適切でないと認められる事由に該当しない。

※第２種見舞金、第３種見舞金、第４種見舞金及び第５種見舞金の場合は、犯罪被害者本人のみ。

3　情報提供の同意

各種支援等を実施するために必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、千葉市（千葉市が指名する者を含む）が収集し、提供を受けることへの同意の有無

□　同意します　　□　同意しません

様式第３号

千葉市犯罪被害者等見舞金（第１種見舞金）受給代表者決定申出書

年　　月　　日

千葉市長　様

代表者　住　所
氏　名
※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電　話
被害者との続柄

私は、第１種見舞金の支給対象者である第１順位の者を代表し、第１種見舞金を受給する者に指定されたことを申出します。

なお、下記第１順位の者以外に新たな第１順位の者が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記代表者が第１種見舞金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の第１順位の者の氏名（署　名）	犯罪被害者との続柄	住　　所	連　絡　先

第１順位の者のうち、上記欄に署名等ができない者の理由等（未成年者　若しくは所在不明等）については、下記のとおり申出します。

第１順位の者の氏名	犯罪被害者との続柄	署名できない理由

様式第４号

千葉市犯罪被害者等見舞金（第２種～第５種見舞金）支給申請書兼請求書

年　月　日

千葉市長　様

（申請者）
住　所
氏　名
※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電　話

千葉市犯罪被害者等見舞金（□第２種　□第３種　□第４種　□第５種）の支給を受けたいので、千葉市犯罪被害者等見舞金支給要綱第７条の規定により、見舞金の支給を申請し、請求します。

記

１　申請額兼請求額

円

２　犯罪被害の状況

別添の「犯罪被害申告書」のとおり。

３　支給要件

下記の支給要件に該当します。

□　医療機関での治療の期間が４週間以上かつ通算３日以上の入院を要する負傷、疾病、又は医療機関での治療の期間が４週間以上で、かつ、その症状の程度が３日以上労務に服することができない精神疾患
□　医療機関での治療の期間が４週間以上の負傷、疾病、又は精神疾患
□　不同意性交等被害
□　不同意わいせつ被害

負傷の状態について具体的には下記のとおりです。

4　過去に千葉市犯罪被害者等見舞金の給付を受けたことの有無。受けた場合は、その見舞金の種類。

□　有（□ 第１種　□ 第２種　□ 第３種　□ 第４種　□ 第５種）

□　無

5　見舞金の返還

見舞金の支給後に、当該支給を受ける資格がないと判明した場合は、千葉市犯罪被害者等見舞金支給要綱第９条第３項の規定に基づき、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還いたします。

□はい　　□いいえ

6　振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関名　　支店名	
口座名義人	
預金種別　　普通　・　当座　　口座番号	

7　代理申請（代理申請を行わない場合は記載不要）

代理申請をする理由			
代理人氏名		代理人生年月日	年　月　日生
代理人住所			
代理人電話			

添付書類

共通

□	犯罪被害申告書（様式第２号）
□	重傷病に該当することが証明できる医師の診断書の写しであって、受傷日、治療期間、入院日数及び病名を明記したもの
□	当該犯罪発生時において、市民であることを証明する書類

該当する場合に提出

□	**代理人が代理で申請を行う場合** 代理人であることを証明する書類（法定代理人の場合は戸籍謄本等の写し、任意代理人の場合は委任状）
□	振り込み口座が確認できる書類の写し
□	その他、市長が必要と認める書類